

市長会見の項目（概要）

と き：平成 29 年 2 月 23 日(木)14:00～

ところ：市政記者室

■ 4 月から住民票の写し等はコンビニ交付の方がお得で便利！

担当：市民局総務部総務課住民情報グループ 電話：06-6208-7326

財政局税務部管理課管理グループ 電話：06-6208-7740

ICT戦略室番号制度調整担当 電話：06-6208-9501

【フリップあり】

◆平成 29 年 4 月 1 日から、住民票の写しなどの交付手数料を改定する。

◆改定後は、コンビニ交付にかかる手数料は据え置きまたは引き下げとなるため、住民票の写しや印鑑登録証明書などは窓口での交付よりコンビニ交付を利用した方が、手数料が安くなる。

<主な改定内容>

	改定前		改定後	
	窓口交付	コンビニ交付	窓口交付	コンビニ交付
住民票の写し	200 円		300 円	200 円
印鑑登録証明書 課税（所得）証明書 など	250 円		300 円	200 円

◆コンビニ交付は、一部の証明書の手数料が窓口より安くなるだけでなく、区役所が閉庁している早朝・深夜や、土日・祝日でもお近くのコンビニエンスストアで利用でき、非常に便利なサービス。

- 利用時間：午前 6 時半から午後 11 時まで
- 利用可能なコンビニ：サークルK、サンクス、セブン-イレブン、ファミリーマート、ローソンなど
- 交付可能な証明書：住民票の写し・印鑑登録証明書・戸籍の附票の写し・戸籍全部（個人）事項証明書（いわゆる戸籍謄（抄）本）・課税（所得）証明書・納税証明書・固定資産（土地・家屋）評価（公課）証明書

◆コンビニ交付を利用するには、マイナンバーカード（個人番号カード）が必要。

◆マイナンバーカードについては、申請から交付まで 1 ヶ月程度かかるため、できるだけ早めにマイナンバーカードの申請をお願いしたい。

◆こうしたコンビニ交付と並行して行政手続きのオンライン化の検討も進めており、将来的には、自宅やオフィスから様々な申請・手続きがオンラインでできるよう、平成 29 年度には事業計画の策定を行うなど、今後も ICT を活用した市民サービスの向上に努めてまいりたい。